

ルネサンス共和主義からフランス啓蒙へ : マキアヴェッリとモンテスキューの歴史解釈

その他のタイトル	From Renaissance Classical Republicanism to French Enlightenment : The Interpretations of Machiavelli and Montesquieu on History
著者	鹿子生 浩輝
雑誌名	続・戦争と統治のあいだ
ページ	1-31
発行年	2022-03-25
URL	http://doi.org/10.32286/00026372

ルネサンス共和主義からフランス啓蒙へ

—— マキアヴェッリとモンテスキューの歴史解釈

鹿子生 浩輝

目次

はじめに

- 1 社会的条件をめぐる認識
- 2 共和主義的歴史解釈
- 3 模倣可能性と対外政策

おわりに

はじめに

モンテスキューがマキアヴェッリの著作を読み、彼の思想から直接的に影響を受けていることは明らかである。彼は『法の精神 (*De L'esprit des lois*)』で、マキアヴェッリを「偉大な人間」と呼び、その格率を採用したいとも論じている (EL, 6-5)。この主張は、マキアヴェッリの『ディスコルシ (*Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*)』の議論を考察した際に示されているものであり、モンテスキューがその著作を丹念に読み込んでいたことをうかがわせる。たしかにモンテスキューは、「マキアヴェリズム」という言葉を悪しき統治様式の意味で使用している (EL, 21-20)。しかも彼は、個別的な論点ではマキアヴェッリに異論を提示している場合がある (EL, 6-5, 29-19)。

とはいえ、モンテスキューにとって、マキアヴェッリは、権謀術数を弄してもよいという素朴な意味での「マキアヴェリズム」の提唱者ではなかった。むしろ、彼は、マキアヴェッリを優れた政治理論家と見ていたと考えてよいだろう。マキ

マキアヴェッリの『デイスコルシ』がローマ史に関する解釈書であるとすれば、モンテスキューの『ローマ人盛衰原因論 (*Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur decadence*)』は、同じくローマ史を扱っているため、『デイスコルシ』と深い思想的関連があることは容易に想像できる。

しかし、マキアヴェッリとモンテスキューの思想を本格的に比較・検討した先行研究はさほど多くはない。R・シャクルトン¹⁾は、モンテスキューが特にヨーロッパ旅行とそれ以降に、マキアヴェッリの諸著作（あるいはマキアヴェッリに関する同時代人の政治的著作）に影響を受けていたことを指摘しているが、両者の思想的な解釈や評価にまでは立ち入っていない¹⁾。J・シュクラ²⁾は正当にも、マキアヴェッリとモンテスキューのカトリック教会に対する（異なる見地からの）批判的見解を指摘しているのみならず、モンテスキューにとって、もはやマキアヴェッリのような企図、すなわち、古代ローマのような世界帝国を目指す企図が不可能であったということを論じている²⁾。しかし、このやや常識的な論点以外の大半の議論は、ルソーやフェデラリストの思想の考察に向けられている。P・カリーズ³⁾は、モンテスキューがマキアヴェッリの思想を「穏健化」したと繰り返しているが、包括的なレベルで前者が後者のどのような理解を具体的に穏健化したのかは判然としない³⁾。R・R・ヘンドリックソン³⁾は、マキアヴェッリからモンテスキューに「偉大な人間の獲得欲から通常の個人の獲得欲へ」の思想的移行を見出し、

1) ここで確認しておきたいことは、モンテスキューが『君主論』、『デイスコルシ』、『戦術論』を、翻訳であるにせよ、『ローマ人盛衰原因論』の執筆以前の1731年末までにすでに所有していたことである (Shackleton, 1988, pp. 118-119)。

2) Shklar (1990, pp. 265-267). 宗教論に限定した形でマキアヴェッリとモンテスキューの思想を比較検討したものとして、次の論文がある。Radasanu (2020)。

3) 後述するように、マキアヴェッリは『デイスコルシ』で、古代ローマの階級対立を肯定する見解を主張しており、モンテスキューも『ローマ人盛衰原因論』で、この見解を継承している。マキアヴェッリの同所の議論によれば、貴族と民衆の対立は、けっして流血沙汰や追放までには至らなかった。だとすれば、すでにマキアヴェッリの思想において国内対立が穏健化されていることになろう (Carrese, 2006, p. 136)。また、マキアヴェッリにとって、共和政期ローマの対立こそが民衆の個人的自由や安全を保障するに至ったのだとすると、もっぱらモンテスキューに「個人的安全」の提唱者を見出そうとすることにも慎重でなければならないだろう。

モンテスキューの思想に個人の安全という意味での「リベラルな結論」を発見しようとしている。しかし、この解釈では、マキアヴェッリにとって、ヴィルトゥ（徳・能力）とは異常・極端・過度のものであり、非人間的な残忍さや犯罪行為にふける性質であるとされており、マキアヴェッリのヴィルトゥ概念を過度に一般化しているように見える⁴⁾。定森亮は、モンテスキューのローマ史解釈においてはマキアヴェッリによるそれとは異なるいくつかの点があることを指摘している。しかし、この解釈は、モンテスキューの思想的貢献を引き出そうとするあまり、「わずかな留保」程度の修正から根本的な思想的変容を導き出そうとしており、誇張があると言わざるをえない⁵⁾。これらの解釈の多くは、マキアヴェッリの思想を必ずしも正確に捉え切れていないように見える。

本論では、主にマキアヴェッリの『ディスコルシ』とモンテスキューの『ロー

4) Hendrickson (2013, p. 391). マキアヴェッリの「ヴィルトゥ」の概念は、特に『君主論』と『ディスコルシ』の場合のように著作によって大きく異なるため、文脈の相違ゆえに生じる意味の相違を踏まえたうえで、モンテスキューの徳の概念と比較すべきであろう。また、ヘンドリックソンの論文の趣旨は必ずしも明快というわけではないが、もし「通常の獲得欲」への移行とは、古代の共和国における厳しい徳の放棄を意味するのであれば、それは、古典的な共和主義全般からの移行であり、マキアヴェッリの共和主義に限ったことではないだろう。さらに言えば、彼はカリーズと同様に、モンテスキューが制度によって「個人的安全」の確保しようとしていたと見ているようだが、マキアヴェッリが『君主論』で制度や秩序のない状況における政治的行為を考察していたとすれば、その状況での「恐怖」とモンテスキューの制度的工夫とを（すなわち、偉人的君主と一般的市民を）単純に対比させることは不適切であろう。Hendrickson (2013, p. 394).

5) 定森によれば、例えば、モンテスキューにとってのローマの「『偉大さ』は、マキアヴェッリが考えたように刑罰の厳しさによって維持されるものではなく、むしろ正反対に『法律の力』による強制力を必要とせず、市民が法律を自発的に遵守する際の『誠実さ』によって実現されたものである。共和政ローマのなかにモンテスキューとマキアヴェッリが見て取る『法の支配』の核心部は明確に異なるのである」（定森、2021, p. 84）。しかし、マキアヴェッリにとって、『ディスコルシ』第3巻第1章から明らかのように、腐敗の程度によって異なる対処法が必要であり、一定の腐敗がある場合ですら、厳罰の厳しさがつねに不可欠というわけではない。他方、モンテスキューも、いかなる状況でも「法律の力による強制力」を必要としないと考えているわけではないだろう。だとすれば、上記のような対比は、誤解を招くものである。同様の過度な一般化は、マキアヴェッリが『ディスコルシ』で「徳」に軍事的意味を与え、モンテスキューが『法の精神』のそれに「法律と祖国への愛」という法学的意味を与えているという対比にも見出せる（定森、2021, p. 106）。

『ローマ人盛衰原因論』のローマ史理解を対象とし、後者がマキアヴェッリのどのような政治的理解を継承し、どのようなメッセージを読者に発しようとしているかを明らかにする。後述するように、マキアヴェッリは『デイスコルシ』で、古代ローマの共和政期の政治をきわめて高く評価し、同時代のフィレンツェ市民にその模倣を促している。しかし、フランスの君主政の変更を企図していないモンテスキューが『ローマ人盛衰原因論』をマキアヴェッリと同様の実践的動機から執筆したと解釈することは難しい。では、『ローマ人盛衰原因論』は、当時の政治に対する実践的メッセージを全く含まない純理論的な歴史書であったのだろうか。モンテスキューが同著で同時代に関する見解を散りばめている点からすると、そのように解釈することはできないだろう。少なくとも、モンテスキューは、自らの議論で読者がどのような政治的印象を受けるかという点を意識していたであろう（もちろん、その著作が彼の実際の意図とは別のメッセージを読者に与えた可能性は否定できない）。

マキアヴェッリとモンテスキューの思想的関係を解明するため、本論第1節では、まず社会的条件をめぐる両者の認識を検討しよう。両者の思想的共通性の一つは、対象の社会的条件を見定めたくて、政体を導入ないし維持しなければならないという認識であり、この認識は、伝統的なものである。モンテスキューは、たとえ共和政ローマに「偉大さ (grandeur)」があったとしても、古代の制度は、社会的条件が異なる同時代には適用できないと見ており、読者もそのように理解するはずだと考えていたのであろう。第2節では、マキアヴェッリとモンテスキューの共和主義的歴史解釈を明らかにする。両者の古代史解釈によれば、ローマは共和政期に発展した。マキアヴェッリは、支配権拡大に伴う繁栄こそがローマの衰退や崩壊の主要因であることを意識していたが、その過程を明示しなかった。しかし、モンテスキューは、ローマの自由の衰退と国家の崩壊の歴史を叙述し、同時代の読者に対する別のメッセージを発している。それは、拡大を目指すならば、国家は崩壊するというものである。第3節では、マキアヴェッリとモンテスキューがそれぞれの時代の対外的状況を踏まえた形で実践的な外交政策を提言し

ていることに着目する。モンテスキューの理論や主張は、マキアヴェッリの理想とする拡大型共和国の対外政策と大いに異なると言いが、実のところ、マキアヴェッリの主張は、実践的なレベルではモンテスキューの外交政策論に近い。国家の拡大を否定ないし抑制するならば、古代ギリシア的な政策に落ち着くのである。

1 社会的条件をめぐる認識

(1) マキアヴェッリによる考察

マキアヴェッリとモンテスキューにおける多くの思想的共通性のうちで特に注目すべきは三つある。第一に、ある対象に政治体制ないし国制を導入する際にはその社会的条件に配慮する必要があるという認識である。彼らの認識では、どの国家にも妥当する統治制度というものはない。そのため、立法者は、対象となる国家や国民の性格に応じた政体を樹立しなければならず、さもなければ、その国家はすぐに崩壊するであろう。

マキアヴェッリは『ディスコルシ』で、イタリアにおけるナポリ王国、ローマ教皇領、ロマーニア、ロンバルディアの地域では、共和国の創設がほぼ不可能であると論じている。その理由は、それらの地域の特有の「特権貴族 (gentiluomo)」の存在、さらには、それに付随する社会的環境にある。

ここで特権貴族と呼んでいるのは、あり余る豊かな土地収入のために安逸に暮らし、生活に必要な農耕その他の苦勞の心配をせずにすむ者である。この者たちは、どの共和国においてもどの地方においても有害である。しかし、いっそう有害であるのは、この者たちが前述の財産に加えて、城塞を築き、彼らに従う臣民を従えていることである。これら二種類の間人は、ナポリ王国、ローマ教皇領、ロマーニア、ロンバルディアにあふれている。したがって、その地方では、いかなる共和国も政治的生活 (vivere politico) も生じた

ことがない。というのも、そうした種類の人間は、いかなる市民性 (civiltà) にも敵対するからである。そうした様態に固まっている地方に共和国を導入しようとしても、それは不可能である (DT, I, 55)。

ここで「政治的生活」と直訳した用語は、差し当たり、公的利益を追求する政治制度であり、政治的に優れた生活様式であると考えてよい。たしかにこの一節の直後、国王の絶対的な力ならば、有力者たちの過大な野心と腐敗を抑え込むことができるため、もし誰かがそれらを再編しようとする場合、その方法は、王国を樹立する以外にはないと続けられている。とはいえ、「王国に適した地方を共和国にし、共和国に適した地方を王国にするためには、頭脳と権威において稀有な人物が不可欠である」という一節からうかがえるように、誰かがこの「あまりに偉大な」企図を実現できるとマキアヴェッリが実際に期待しているようには見えない⁶⁾。むしろ、マキアヴェッリは、実現可能性を踏まえたレベルでは、ある地域や国家に政体を導入する場合にその対象の性質を吟味しなければならないと考えていると見るべきだろう。

さらに注目すべきは、『デイスコルシ』第1巻第55章の議論である。マキアヴェッリによれば、マーニャ (ドイツ) の諸共和国とイタリアの多くの都市には大きな相違がある。「マーニャの諸共和国は、腐敗しておらず、その市民の誰かが有力貴族の下で過ごすことも暮らすことも許さない。むしろ、彼らの間では大いに平等が維持されている (DT, I, 55)」。同章における彼の結論では、一般的に「平等

6) もし『君主論』第6章で提示されている「力量あふれる君主」が登場すれば、それは理論的には可能であろう。この類型に属する新君主は、もっぱら自らの力量だけで支配者となった人物であり、機会以外には何にもまったく依存していない。マキアヴェッリによれば、この超人的な立法者は、神ではないがゆえに機会そのものは創出しえないが、自らの軍事力に立脚し、ほぼ自在に対象を処理できる。だとすれば、どのような国民性や地域性であっても、自らの望む政体を導入できることになろう。しかし、この君主は、いわば理念型であり、マキアヴェッリは、ほとんど定義上、どのような偉業もその君主には可能だと主張しているにすぎない。マキアヴェッリが実践可能性を考慮していないことは、どの君主も実際には純粋に力量のみで権力を獲得できるわけではなく、さらには、どの君主もこの力量には到達しえないという主張から明らかであろう (IP, 6)。

のあるところでは、君主国を樹立するはできないし、平等のないところでは、共和国を樹立することはできない（DT, I, 55）」。

マキアヴェッリは『デイスコルシ』第1巻第17章でも、ミラノとナポリという都市名を挙げつつ、それらが完全に腐敗しているため、自由な統治を導入することができないと論じている。彼によれば、「そうした腐敗、あるいは、自由な生活への不適切さは、都市に存在する不平等から生じている（DT, I, 17）」。他方で彼は、イタリアのトスカーナ地方には平等があると論じている。

その狭い〔トスカーナ地方の〕空間に長い間、フィレンツェ、シエナ、ルッカという三つの共和国と、現在は隷属の様態にある他の諸都市とが存在してきた。後者は、精神や制度からすれば、自らの自由を維持しているか、あるいは少なくとも自由を維持しようとしていることがわかる。これらすべてのことは、トスカーナ地方に城塞を構えた領主がいないことや、有力貴族がいないか、たとえいたとしてもきわめて少ないことから生じている。むしろ、そこ〔トスカーナ〕には大いに平等がある（DT, I, 55）。

マキアヴェッリの祖国フィレンツェは、トスカーナ地方の諸共和国の一つであり、彼によれば、イタリア内の他の地域と比較する限り、フィレンツェには大いに平等と自由、さらには自由維持の精神がある。この想定に基づくならば、そこでの君主国の樹立は、きわめて困難ということになる。このようにマキアヴェッリは、祖国フィレンツェでは自由な政体、つまり共和政が適格的だと考えている。

(2) 社会的条件に関する考察の伝統

所与の条件に応じた統治制度が確立されねばならないという政治的見解は、伝統的なものである。とりわけ、特定の政体の導入の可能性をめぐる主張は、すでに古代から繰り返されてきた。例えば、アリストテレスは『政治学』で、寒冷的なヨーロッパと、そうではないアジアの民族的性質を比較し、さらにその中間的特

徴を有するギリシア人の性質を特徴づけている。しかも同所からは、ギリシア人のうちにも「自然的特質」などの差異があり、その地域性を立法者が把握しなければならぬという見解がうかがえる⁷⁾。

適切な政体はその慣習・習俗や自然的環境との関係で決定されるべきであるという見解は、古代から中世に継承されている。例えば、13世紀末から14世紀初頭に生きたルッカのプトロマエウスは、民衆が公的利益を認識しえない場合には専制が不可避的だというアウグスティヌスの見解を紹介しながら、シチリアやロンバルディアなどの地域では、人々の邪悪さに対応する形でつねに専制が存在してきたと論じている⁸⁾。さらに彼が同じ個所で示しているのは、野蛮な国民を支配する場合には、王政あるいは専制でなければならないというアリストテレスの見解である。

また、14世紀前半にサッソフェラートのバルトルスは、国家を規模によって三つに分類し、それぞれに適切な政体があると論じている。すなわち、ローマ帝国のような最大規模の国家では、君主政が適切であるものの、中規模の国家では貴族政が、小規模の国家では民主政が適切である⁹⁾。後世、モンテスキューは同様の自然環境的観点から、類似した議論を展開することになる。

共和国の創設や維持に適合的な地域と不適合な地域があるという見解は、初期ルネサンスのフィレンツェでしばしば見受けられる。例えば、フィレンツェの書記官コルッチョ・サルターティは、トスカーナの諸都市が北イタリアの地域（ロンバルディア）の諸都市とは異なり、自由を維持していると主張している。「ロンバルディア人の本性によるものか、その慣習によるものか、あるいは、その両方によるものかわからないが、ロンバルディア人は、こうした自由を欲することも愛することもないように見える¹⁰⁾」。君主国ミラノとの戦いにおける共和国フィ

7) アリストテレス (1996, 第7巻第7章, pp. 324-325)。

8) Ptolomaeus (1980, III, 11, 22. IV, 8)。

9) Bartolus (1976, n. 16-22, pp. 87-91)。

10) Salutati (1952, pp. 14-15)。

レンツェのイデオロギー的戦略は、自国とトスカーナ諸都市とがミラノやその同盟国とは対照的に、共和政という政治的慣習を共有しているという事実を周辺諸都市に再認識させることであった¹¹⁾。ロンバルディアとトスカーナの人々の本性や習俗は、きわめて異なっていると一般的に認識されていたと見てよいだろう。

上述の政治的プロパガンダは、後継者レオナルド・ブルーニに受け継がれている。だが、ここで着目おきたいのは、H・バロンがかつて指摘したように、ブルーニの新しいローマ史理解である¹²⁾。帝政論者ダンテは、ローマ史の帝政期を平和な時代として高く評価していた¹³⁾。彼は、カエサルを積極的に肯定し、カエサルを殺害したブルトゥスを地獄の最下層に位置づけていた¹⁴⁾。しかし、ブルーニはこれを逆転させ、ブルトゥスを英雄としている。彼にとって、ローマが最も偉大であった時期とはむしろ、カエサルら専制君主がまだその自由を篡奪していない共和政期であった¹⁵⁾。ブルーニからすれば、ローマが一人支配に陥った後、その人々の才能や能力は、消滅してしまったのである¹⁶⁾。

以上の議論から明らかなように、フィレンツェの人文主義者にとって、歴史問題は、同時代の政治問題と直結しており、彼らは、当時の共和主義視点から古代史を解釈している。後世のマキアヴェッリとモンテスキューにとっても、古代史の叙述は、純粋な知的関心にのみ基づく行為ではない。後述するように、それは、多かれ少なかれ、彼ら自身の同時代の実践的な政治的問題と関連しているのである。

トスカーナ（ないしフィレンツェ）とロンバルディアの地域性に関する同様の認識は、マキアヴェッリの友人フランチェスコ・グイッチアルディーニの著作にも看取しうる。彼も、トスカーナの諸都市にはヴェネツィア周辺の地域とは異な

11) De Rosa (1980, p. 103).

12) Baron (1966).

13) Dante (1916, I, 14).

14) Dante (1981, Inferno, 34).

15) Bruni (1996, pp. 596-607).

16) Bruni (1996, pp. 600-601, 606-607).

り、自由が根づいているため、それら都市は、他者支配に屈しないと論じている¹⁷⁾。彼はさらに、マキアヴェッリの『ディスコルシ』に対する一種の注釈書『マキアヴェッリの『ディスコルシ』に関する考察 (*Considerazioni sui «Discorsi» del Machiavelli*)』の中で、君主国の確立のためには不平等という前提条件がなければならぬと論じている¹⁸⁾。その上で彼は、フィレンツェ市民が自由を経験した人々であり、それを経験していない人々と比較すれば、新しく獲得した自由を容易に維持しようと指摘している。彼によれば、君主支配に慣れた人々とは異なり、自由への欲求を抱いている人々には専制君主の支配を課すことはできない¹⁹⁾。彼は、政体を導入する際に留意すべきはその都市の慣習的条件であるという見地から、読者であるメディチ家に都市フィレンツェの当時の政治的状況を説明している²⁰⁾。

(3) モンテスキューによる考察の展開

このように、素材に応じた政体を導入しなければならないという政治的見解がすでに伝統的であったとすれば、仮にモンテスキューが共和政期のローマを高く評価したとしても、その評価が直ちにフランスにおける共和政の採用を訴えていることを意味するわけではないだろう。以後で見るように、モンテスキューにとって、現代フランスの状況は、きわめて根本的なレベルで古代ローマの状況と異なっている。彼の時代の知的な読者たちも、仮にそうした伝統的見解の多くを知らないにせよ、彼が『ローマ人盛衰原因論』で、素朴にフランスにおける君主政の廃止を訴えているとも読まなかったのではなからうか。

17) Guicciardini (1983b, B 29).

18) Guicciardini (1983a, I, 16).

19) Guicciardini (1983a, I, 16).

20) グイッチアルディーニによれば、フィレンツェ市民は1494年から1512年まで、「きわめて民衆的かつ自由な統治様式」で生活し、各人は、こうした様式の下ですべて平等だと思っている。フィレンツェ人のこの18年間の政治的経験は、他国の人々には理解しがたいだろう。Guicciardini (1932, p. 262).

実際、少なくとも『法の精神』におけるモンテスキューの中心的な課題は、政体の導入や政策の採用の際の社会的・慣習的条件の考察であると言ってよい。まず、モンテスキューによれば、風土や気候の相違は、多様な性質の人間を形成している（EL, 14-2）。さらに人間の多様性は、政体の多様性を生じさせる。例えば、一人支配の政体は、肥沃な地方にしばしば見出され、多数者統治の政体は、肥沃ではない地方に見出される（EL, 18-1）。そのため、モンテスキューからすれば、立法者や改革者は、そうした自然的性質を適切に見極めねばならない。

もちろん、モンテスキューは、風土が詳細なレベルでの特定の政体までも宿命的に決定すると見ているわけではない。実際、その著作には、風土や気候とは異なる意味での地理的・自然的条件をめぐる議論が多い。例えば、モンテスキューはバルトルスと同様に、国家の規模によって採用されるべき政体は異なると考えている（EL, 8-20）。第一に、大帝国には統治者の専制的権威が必要である（EL, 8-19）。第二に、君主政は、中規模でなければならない（EL, 8-17）。第三に、政治的な徳を必要とする共和政は、大国ではなく、小国においてしか維持されえない（EL, 8-16, 4-7）。また、ヨーロッパでは、自然的な分割のために多くの中規模の国家が存在しており、しかもそこでは、アジアとは異なり、法の支配こそが国家の存続に適合的である（EL, 17-6）。

すでにこうした議論からうかがえるように、自然的条件のみならず、社会的・慣習的条件とでも呼びうる要素を考慮することも、モンテスキューからすれば、政体の種類を決定するうえで重要である。例えば、良き民主政においては、ローマのように、規模の小ささが不可欠であるが、その政体の維持には土地や財産の平等をも必要とする（EL, 5-6）。また、共和政では生活に必要な最低限のもの以外がない状態が望ましく、奢侈が少なければ少ないほどその政体は優れていると言える（EL, 7-2）。このように、自然的条件は、ある程度は社会的・慣習的条件の一部を規定しているものの、前者は後者を完全に条件づけているわけではない。法や人為によって慣習や習俗を変更させることは、自由自在というわけではないにせよ、可能である。

モンテスキューの関心は、どのような具体的状況でどのような統治や政策が適切かを検討することにある。彼によれば、法は、特殊な状況で作られる場合があるため、ある法が別の状況でも同様に用いると安易に考えるべきではない (EL, 29-13, 29-14)。また、「ゲルマン諸民族の法と習俗を完全に知っているのであれば、われわれの政治的法に何らかの洞察を獲得することは不可能であるから、これらの習俗と法を探求するためにしばらく立ち止まろう (EL, 30-19)」。これまでに本論で示してきた議論からすれば、モンテスキューの見解は、ある政体を適切に導入・維持するにはその対象を形成している様々な要因を把握する必要があるというものであろう。

モンテスキューの時代は、東アジアを含め、世界のきわめて豊富な情報が流入した時代であった。この状況においてモンテスキューは『法の精神』で、風土や気候などの自然的環境や慣習・習俗などの社会的状況をアリストテレス的に整理・分類し、それぞれに適切な政治のあり方を示そうとしたのである。

私が本書を書いたのは、いかなる国家であれ、そこで確立された産物を非難するためではない。むしろ、すべての国民は、その格率が引き出される根拠を本書で見出すだろう。これは、国家の全構造を把握しうる才能とともに生まれた人でなければ、変革を提案しえないという自然な結論となろう (EL, préface)。

すでに指摘されているように、モンテスキューの試みは、「社会事象の法則」「基調の支配」「一般精神」などと呼ばれる社会的条件を探ることであり、彼にとって、人間の政治的行為は、そうした構造を見据えた形でささねばならない²¹⁾。モンテスキューは、フランスの政治的原理が慣習に深く根差しており、その原理から大きく逸脱しない形で現状を改善していく現実主義的路線を採っているように見

21) 川出 (1996, II, 1)、安武 (1998, pp. 80-88)、(2000, pp. 153-154, 161-162)。

える。

2 共和主義的歴史解釈

(1) 王政期のローマ

マキアヴェッリとモンテスキューの第二の共通点は、共和政時代のローマを高く評価するという意味での共和主義的歴史解釈にある。この点は、後者が前者に直接に影響を受けていると考えられる。たしかに両者は、王政期において優れた人物が登場した事実を明確に認識している。しかし、マキアヴェッリにとって、王政ないし君主政は、政治的資質を有する人物がその地位にある場合のみ適切である。『デスコルシ』第1巻第20章で論じられているように、悪徳を有する国王や無能な君主は、国家の弱体化や崩壊をもたらしかねない。他方、共和国における選挙という手続きは、マキアヴェッリによれば、能力や徳を具えた人物を選出する点で、君主国の世襲原理よりもいっそう国家の繁栄に貢献する (DT, I, 20)²²⁾。

モンテスキューによれば、君主たちには野心あふれる時期と怠惰な時期とがあり、この不安定性は、ローマにおける共和政の様式、すなわち、在任中の官職のうちに名声を高めようとする制度的様式と比較すると、王政の大きな弱点である (CR, 1)。実際、モンテスキューは、ローマの王政がギリシアの王政と同様に、「一般的」欠点ゆえに崩壊したが、その統治の「特殊的」性質は、きわめて優れていたと論じている (EL, 11-12)。そのため、どのような時代や状況においても共和政が君主政よりも望ましいと認識されているわけではない。

マキアヴェッリは、先述のように、君主政に対する共和政の一般的優位性を指摘している。その意味で彼は、共和政支持者であり、すでに本論で示したように、フィレンツェという政治状況では共和政が望ましいと考えている。しかし、彼は、

22) 「民衆が支配者 (principi) である都市はつねに、君主の下にある都市よりもきわめて短期間で飛躍的な大規模な拡大を遂げる (DT, I, 58)」。

同時代のフランスにおける君主政という政体そのものを否定しているわけではない。むしろ『ディスコルシ』によれば、少なくともその国制のあり方は称賛に値する。

王国の場合もまた、自らを革新し、その創設当時の法律に復帰するようになければならない。フランス王国では、これが良い結果を取めていることがわかる。この王国は、他の王国にもまして厳格にその法律や制度を遵守して生活している。その法律や制度の遵法者をもって任ずるのは、高等法院であり、特にパリ高等法院がそうである。フランスの法律や制度は、この機関によって絶えず刷新されており、高等法院は、王国の統治者に対して強制力を持ち、国王自身に対しても有罪の宣告を行う。また、今日に至るまで高等法院がその地位を守り続けているのも、貴族階級に対して執拗に権限を行使しているからである。しかし、高等法院が貴族の横暴を処罰しないままにしておくことがあれば、ただちに貴族の権力は増大するだろう。これを矯正しようとするれば、大きな無秩序を伴うか、王国そのものが崩壊してしまうか、いずれかが生じることは明白である (DT, III, 1)。

仮にマキアヴェッリがフランス人であり、君主政に対する共和政の一般的優位性を認めていたとしても、このように適切に制度化されている国家にあえて共和政をもたらそうとまで考えていなかったのではなからうか。国民にどのような政体が適格的であるかは、具体的な政治的・歴史的状況を踏まえて検討されなければならないという見解は、彼にとって、ほとんど自明であったように見える²³⁾。

(2) 共和政ローマの発展の理由

古代ローマは、世界を支配した。この理由を解明することがマキアヴェッリと

23) なお、マキアヴェッリが『君主論』で想定している基本的な地域は、ローマニア地方であり、そこでは君主支配ないし専制支配が必要不可欠である。鹿生子 (2013, 第2章)。

モンテスキューに共通する知的課題の一つであった。彼らにとって、ローマの偉業の理由は、もちろん一つに限定されるわけではない。重要な理由のいくつかを挙げるとすれば、その一つは、共和政期のローマが支配権の現状維持ではなく、拡大を志向した国制を備えていたことである（DT, I, 6）。この目的を支えていたのが濃厚な軍事的文化・習俗であり、戦争への関心の強さは、名誉や栄光を追求する態度とほとんど不可分である（DT, I, 36）。ローマには拡大のための徳や健全な習俗が存在していたのである。さらに当時の地理的環境や、自由を追求しようとする民族が周囲にあふれていたという状況がこの態度を涵養していた（DT, II, 2）。

ローマの発展の理由をあえて文化的要因と制度的要因に区別すれば、徳や習俗などの文化的要因は、制度的要因に密接に関連づけられている。その制度的要因を以下で三つあげておこう。第一に、マキアヴェッリとモンテスキューにとって、ローマ市民の優れた精神性は、傭兵や他人の軍隊に依存しないことに基づいていた。換言すれば、市民の徳は、自国の軍隊の保持と不可分である（DT, I, 43, CR, 4）。

第二に、適切な自国軍は、土地の平等な分配と関連づけられている。土地の平等な分配は、モンテスキューが『ローマ人盛衰原因論』第3章で、共和政ローマの発展の理由として直接的に挙げている点である。

古代の共和国の創設者は、土地を平等に分配した。この事情こそが国民を強力にし、良く統制された社会をもたらした。それは、軍隊を強化した。それはさらに、各人が祖国の防衛に尽力するにあたり、等しく彼らの関心であり、また、きわめて大きな関心だったのである（CR, 3）。

ローマの発展の理由に限れば、マキアヴェッリは、このような説明を直接的に与えているわけではないが、彼が腐敗の原因の一つを土地の不平等な分配に帰していることからすれば、彼にとっても、土地の平等な分配がローマの発展の理由、

あるいは、少なくとも墮落を防止しえた理由の一つであったと解釈できよう。グラックス兄弟による農地法の制定の試みは、平等な土地分配の試みであった。マキアヴェッリによれば、「適切に整備された共和国ならば、国庫は豊かであり、市民は貧しくなければならない (DT, I, 37)」。しかし、功績に応じて征服地を分配することが不可避的である限り、土地の分配は、不平等をもたらすであろう。マキアヴェッリの認識では、すでに見たように、共和政や「政治的生活」は、平等という社会的条件がなければ、維持しえない。さらに、征服地を分配するならば、長期的には清貧の維持は、困難であるに違いない。

マキアヴェッリとモンテスキューのいずれも、ローマ発展の制度的要因としての権力濫用を防止する仕組みを重視している。共和政そのものが権力の集中、あるいは、その濫用の傾向を抑制する政治制度だと言っているが、両者は、ローマ内部における貴族と民衆（平民）の対立を肯定している。マキアヴェッリによれば、「多くの人々は、ローマが騒動の多い共和国であり、混乱であふれていたために幸運と軍事力がその欠陥を補わなければ、ローマは、他のどの共和国よりも低い地位に甘んじていただろうと考えているが、私は、この見解に反論したい (DT, I, 4)」。彼は、このように主張したうえで、自由にとって有益な法が共和国の内的対立から生じたと言っている。

貴族と民衆の間の騒動が有害であったという見解を抱いている人々は、ローマに自由を維持した第一の理由である事柄を非難していると思う。この人々は、騒動から生じた騒音や喧騒に目を奪われて、それがもたらした良き結果を考慮していない。この人々が見落としているのは、どの共和国にも民衆と貴族という二つの要素があること、また、自由にとって有益なすべての法が、ローマで容易にその跡をたどれるように、不和から生じていることである (DT, I, 4)。

このようにマキアヴェッリは、従来の見解に意識的に対抗し、国内の分裂を容認

している。グイッチアルディーニは、マキアヴェッリの良き友人であったが、「不和を称賛することは、用いられるべき治療法の効力ゆえに病人の疾患を称賛するようなものである」と彼の見解を批判することとなる²⁴⁾。

共和政ローマには分裂が必要であったというモンテスキューの見解は、マキアヴェッリから直接的に継承していると見てよいだろう。

著述家たちは、ローマを滅ぼした分裂についてしか語っていない。だが、それらの分裂が必要であり、存在してきたこと、存在すべきであったことは、明らかにされていない。害悪をもたらし、民衆の騒動を内乱に変えた唯一の理由は、共和国の偉大さであった。ローマには、分裂がなければならなかったと言えるだろう（CR, 9）。

さらに『ローマ人盛衰原因論』によれば、当時のイングランドの統治が賢明である理由は、自らを不断に監視し、過ちを永続させないところにある（CR, 8）。モンテスキューは『法の世界』第11編第12章から第19章（ないし第20章）までの間でローマ史を立法権・行政権・司法権という三権の配置の観点から扱っている。マキアヴェッリとモンテスキューのいずれも、自由な国家は、権力を監視し、その濫用を是正しなければ、自由を維持できないと考えている。しかし、制度や機構は、それらが適切であれば、国家の自由を維持し続けるのか。この論点については本論の最後で再び取り上げよう。

(3) ローマの衰退の原因

マキアヴェッリとモンテスキューの思想的共通性の三つ目は、ローマの支配権拡大が腐敗をもたらし、やがては共和国の崩壊に至ったという認識である。マキアヴェッリは、祖国フィレンツェの同胞市民に古代ローマの政治を模倣させると

24) Guicciardini (1983a, I, 4).

いう実践的動機から『ディスコルシ』を執筆し、その発展の理由を解明しようとした²⁵⁾。そのため、彼は、ローマの衰退については積極的に論じていないが、共和国の支配権拡大こそがその衰退や崩壊に至ったという理解は、その著作のいくつかの議論からうかがえる²⁶⁾。ここではあえて三つの段階を示しておこう。

第一に、近隣諸国との接触による腐敗である。腐敗とは、市民がその共同体の公的利益をおろそかにしている状況を意味する。マキアヴェッリによれば、ローマが征服した都市や地域の一部は、すでに腐敗しており、そこから悪しき習俗が本国へと伝播した (DT, II, 19, 20)。たしかに当初は、ローマ本国がまだ健全であり、占領地が近距離であったためにローマは即座にこれに対処しえた。しかし、この議論を裏返すならば、ローマが遠方の国家や地域を征服する場合、腐敗した兵士への対策がより困難になるということである。マキアヴェッリにとって、ローマの市民は、必要に応じて武器を採らなければならない軍人でもある。遠征した軍人は、その市民的徳・資質を損なう可能性がある。さらに征服地からの富や奢侈の流入は、ローマ市民の腐敗をいっそう進めるであろう。

第二に、共和国の平和な状態が「安逸 (ozio)」を生じさせるという議論を見ておこう。『ディスコルシ』第1巻第18章によれば、ローマがイタリア外部を支配するほどに強力になると、敵対する脅威がもはや見出されなくなった。そもそも平和な状態は、安逸を生じさせるため、共和国は、絶えず戦争を遂行し、拡大を目指さねばならない (DT, I, 6)。さらに言えば、軍事的能力は、敵国が存在する場合に十分に発揮されうるため、敵国の衰退は、市民たちに安逸をもたらすことを意味する。マキアヴェッリによれば、ローマに安逸がもたらされると、執政官選出の基準は、戦争で発揮する能力よりも、手身近な利益を市民に提供する才覚に置かれた (DT, I, 18)²⁷⁾。この利益供与を恩顧だと捉えるならば、そこに党派性を

25) 鹿子生 (2013, 第3章第2節)。

26) ローマ崩壊に至る道筋に関するマキアヴェッリの理解については、次の研究を参照。Wood (1967), Pocock (1975, ch. 7, iv)。

27) マキアヴェッリによれば、ローマは、戦争の準備を怠らず、評判の高い市民を輩出するという対策を講じておいた。しかし、ローマは、カルタゴとアンティオコスを破ると、戦争の心算

見出すことができる。

第三に、マキアヴェッリの考えでは、党派の形成は、支配権の拡大によってほとんど不可避的に生じる。例えば、共和国が支配権を遠方にまで拡大すれば、ある市民に軍事指揮権を長期的に与えねばならないが、その人物は、部下からの私的服従を調達しやすい（DT, III, 24）。部下がその人物に個人的忠誠心を抱くならば、それだけ祖国の利益が軽視されることになる。武装している党派は、共和国政府にとって重大な脅威である。マキアヴェッリからすれば、カエサルは、こうした形で共和国の自由を破壊したのである。このように軍事指揮権の延長は、ローマの遠征の長期化とほぼ不可分であり、だとすれば、腐敗の原因の一つは、「偉大さ（grandezza）」、すなわち、共和国の対外拡張にあることになる。

他方、モンテスキューは、すでに引用したように、「害悪をもたらし、民衆の騒動を内乱に変えた唯一の理由は、共和国の偉大さであった」と主張している。彼にとっても、ローマが崩壊した根本的な原因は、共和国の拡大にある。

まず、腐敗の進行ないし習俗の変化に関する議論を見てみよう。モンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』第10章で、腐敗をテーマとしている。彼によれば、「国家の盛隆が個人の財産の盛隆を生み出した」。ローマの富が市民に奢侈や贅沢をもたらし、それらは、さらに際限のない欲望を市民に植えつけた。ローマ人がこうした強い欲求を抱きながら、良き市民であることは難しかった（CR, 10, cf. EL, 7-2）。ただし、同章では、共和政末期には市民は、商業や技芸を奴隷の仕事だと考えており、軍事的徳だけは具えていたと指摘されている²⁸⁾。

さらに、モンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』第9章で、軍事指揮官の党派の形成を論じている。モンテスキューによれば、ローマの支配権がイタリアに限定されている間は、元老院が軍事指揮官たちの野心を監視しえたが、その範囲

ゝ配がなくなったために、無能な人物に軍事指揮権を委ねるようになった。有能な市民が評価されない場合、復讐のために支持者を集め、都市に無秩序をもたらすであろう（DT, III, 16）。ここには、安逸に伴う、別の破滅の要因が指摘されている。

28) なお、『法の本質』では、被征服国は、一般的に言えば、その本来の制度からして墮落しているのだから、腐敗がそこから本国へと忍び寄ると指摘されている（EL, 10-4）。

を越えると彼らの野心を抑え込むことが困難となった。兵士たちは、恩恵を与えてくれる指揮官たちの子分となった（CR, 9）。同盟国に対するローマの優位性も党派の形成と関連している。イタリアの諸都市は、それぞれの個別的利益を追求し、そのためにローマの有力者を自らの庇護者とした（CR, 9）。ローマの有力者も、自らのローマでの権力の維持と拡大のためにそれぞれの都市に恩顧を与えることに強い関心を払うようになった。この点でも彼らは、党派の首領となっていたのである。

武装した党派は、やはり共和国にとって脅威であろう。実際、モンテスキューの解釈によれば、スツラは、武装したままローマに帰還し、兵士たちにローマ市民の土地を分け与えた。この行為は、兵士たちの貪欲さを永続的にした（CR, 11）。軍隊は、つねに同胞市民の土地の略奪を目的とするようになり、権力を握った党派は、他の党派を追放した。そのため、もはや市民は、共和国そのものではなく、具体的な個人に服従するようになったのである。モンテスキューの解釈では、この状況では、カエサルやポンペイウスに限らず、どの市民が登場しても、共和国を隷属化させたであろう。そこでは「共和国は、破滅を宿命づけられていた（CR, 11）」。自由を失ったローマはその後、衰退と破滅の途をたどった²⁹⁾。「自由な国家が他の種類の国家と同様に長続きしえない理由は、不幸と成功のいずれが生じて、つねにこの国家から自由を失わせる結果をもたらすところにある（CR, 9）」。

3 模倣可能性と対外政策

(1) マキアヴェッリの対外政策

マキアヴェッリの理論からすれば、もしフィレンツェがローマを模倣し、その結果イタリアないし世界を支配する状況になれば、いずれはフィレンツェもローマと同様に、衰退・崩壊することになる。しかし、すでに触れたように、彼の『デ

29) モンテスキューは『法の精神』で、ローマ人が他国を崩壊させたことが自らの墓穴を掘ったと指摘している（EL, 23-20）。

『デイスコルシ』における実践的意図は、当時の過酷な国際政治状況において祖国を存続させることであった。彼の考えでは、一定の条件のもとでは、拡大しない共和国がローマよりも長期的に存続する。しかし、当時の国際政治の状況を踏まえば、フィレンツェは、スパルタやヴェネツィアのような現状維持志向の共和国を模倣すべきではない (DT, I, 6)。そのため、マキアヴェッリは、ローマのような拡大する共和政 (民主政) をフィレンツェの読者たちに推奨したのである。彼にとって、数世紀の間でもフィレンツェが存続し、一定の覇権が獲得できれば、ローマの模倣は、有効な方策であっただろう。

このようにローマは、マキアヴェッリにとって、ほぼつねにフィレンツェの模範であり続けたが、彼は、その外交政策の一部については修正する必要があると考えている。マキアヴェッリは『デイスコルシ』第2巻第4章で、共和国の同盟政策を検討しており、そこで提示される一つの方策は、ローマの方法である。それは、同盟国への支配権を有し、自国が卓越した立場を保つやり方である。しかし、マキアヴェッリにしてはきわめて例外的なことだが、この個所で彼は、ローマ的方法の採用を断念している。たしかに古代ローマ的な外交政策は、所与の条件が同一であれば、最善であろう。しかし、彼は、フィレンツェには軍事力の保有のような条件が整っていないため、その採用には少なからず困難があると見ているのである。

そこでマキアヴェッリは、次善の策として古代エトルリア、すなわち、ローマ支配以前のトスカーナ諸国が採った方策を勧めている。それは、古代にギリシア諸都市の一部が採った方途であり、数カ国による対等な関係の同盟の構築である。マキアヴェッリの説明によれば、エトルリアが採った方法では、たしかにイタリアの外部にまで領土を拡大することはできなかったし、その内部でさえも完全に征服することはできなかった。とはいえ、次の一節から明らかなように、彼の考えでは、同時代のトスカーナ人がそうした方策を採るならば、イタリア内部で一定の勢力を形成することは、十分に可能である。

ローマ人の方法を模倣するのは困難かもしれないが、特に現代のトスカーナ人にとっては、古代トスカーナ人を模倣することは、困難ではないだろう。なぜなら、古代トスカーナ人がローマと同様の帝国 (uno Imperio) を形成するのは、すでに述べた理由からして不可能だったとしても、彼らが自らに許された方法で、イタリアであのような勢力を獲得することは可能だったからである (DT, II, 4)。

このようにマキアヴェッリは、外交政策においても原則的には古代ローマを模範とすべきだと主張しているが、同時代の具体的な国際状況を考慮し、同盟政策においてはその主張を抑えているのである。そのあり方は、ローマ的ではなく、ギリシア的である。

(2) モンテスキューの対外政策

他方、モンテスキューは、すでに明らかなように、規模や習俗など様々な条件や制約ゆえにフランスが古代の共和政ローマを模倣することは不可能であると考えている。彼の考えでは、同時代人に古代ローマのような徳を要求するのは不可能である。モンテスキューは、もはや「ルネサンス」の思想家ではないと言えよう。さらに、同時代のフランスは、ローマのような拡大政策を採るべきではない。『法の精神』によれば、国家は、攻撃と防御の双方の観点から中規模であることが望ましく、その点でフランスは、きわめて適切な程度である (EL, 9-6)。彼にとって、フランスは、中規模たるべきであり、世界支配に乗り出すべきではない。

モンテスキューによれば、ルイ14世の政敵は、彼が「世界王国 (la monarchie universelle)」を企図したことを非難した。もしルイがその計画に成功したとすれば、彼自身やヨーロッパにとって致命的であったはずである (EL, 9-7)。モンテスキューは、遠征を企ててはならないという原則を説いている (EL, 9-8)。

君主国は、その勢力拡大ゆえに弱体化するが、もしそれ以前に君主国が長続

きするならば、それは、恐るべきものであろうし、近隣の諸君主国によって抑制される間は持続するだろう。そのため、君主国は、その統治の自然な範囲以上に征服してはならない。その範囲を超えるとすぐに、征服を止めるのが賢明である (EL, 10-9)。

これは、世界王国を目指す試みへの牽制であろう。『ローマ人盛衰原因論』によれば、人間の野心を挫くために、自然が国家に課する種の限界がある (CR, 5)。この「限界」は、基本的には当時のフランスの版図と合致すると考えられる。

モンテスキューが企図しているのは、ヨーロッパ諸国による勢力均衡政策であろう³⁰⁾。『法の精神』第9編第1章で論じられているように、共和国が小さい場合は、外敵によって破滅させられるが、それが大きい場合は、内部的欠陥によって滅亡する。そのため、共和政の内的利点と君主政の外的利点が結合した連邦的共和国を考案する必要がある。さもなければ、一人支配のもとで生きるほかない。その連邦的な政治的形態は、複数の統治体が同意する協定であり、それぞれがいわば大国の市民となることに同意するようなものである (EL, 9-1)。

この歴史的事例は、モンテスキューによれば、古代ギリシアの諸国（さらには現代のヨーロッパ）に見出せる。ギリシア人たちは、一つの民族であり、それを構成する諸都市は、それぞれの統治と法を持っていた。それらは、今日のスイス、オランダ、ドイツの諸都市と同様に征服欲や野心を持たなかった (EL, 23-17)。

モンテスキューの見解は、二つの点でルネサンス期のグイッチアルディーニの見解と似ている。第一に、グイッチアルディーニはマキアヴェッリを批判する見地から、古代と現代では歴史的諸条件が異なるがゆえに、古代ローマと同一の政策を採用しえないと主張している。「話をする度にローマ人を持ち出す人々は、いかに誤っていることだろうか。ローマ人と同じような条件の都市を持つ場合にこ

30) モンテスキューの見解によれば、われわれの時代の君主は、隣国を分裂させるべきである (CR, 6)。

そ、その例に従って統治すべきである³¹⁾。すでに見たように、マキアヴェッリ自身も、必ずしもローマを模倣できる条件がフィレンツェに十分にあるとは考えていなかったが、グイッチアルディーニからすれば、それでもやはり、マキアヴェッリは、ローマとフィレンツェの政治的条件の相違に疎いのである³²⁾。

グイッチアルディーニとモンテスキューの思想的類似性の第二は、対外政策に関する議論である³³⁾。グイッチアルディーニによれば、たしかに問題なく征服が可能であれば、それを行うに越したことはない。しかし、現代の国際政治状況は、それを許さないであろう。しかも彼は、マキアヴェッリの『ディスコルシ』の議論を批判し、一つの共和国がイタリアを帝國的に支配すれば、それは一つの共和国が他国を過酷に支配している状態に他ならないと指摘している³⁴⁾。グイッチアルディーニにとって、その状態は望ましいものではない。むしろ、多くの諸共和国がイタリアに並立する伝統的な状態、換言すれば、古代のギリシア的な同盟関係こそ好ましい状態である³⁵⁾。

グイッチアルディーニのこの方策は、マキアヴェッリがローマの模倣という馴染み深い主張を妥協して示した方法、つまりギリシアの方策に近いと言えるだろう。グイッチアルディーニの著作は、『イタリア史』など一部の著作を除いて、19世紀まで公刊されなかったため、モンテスキューが彼の諸著作を知っていた可能性はほとんどないと推測される。共和国が他の諸国を破壊するというマキアヴェ

31) Guicciardini (1983b, B110).

32) 鹿子生 (2019, 第3節)。

33) すでにバターフィールド (2010) が簡単に指摘している。

34) 「教会勢力は、イタリアが一つの君主国に陥らないでいる理由である。一方で、教会は指導者となりうるほどの評判を持ち、また、イタリアを抑圧する勢力に対抗するために外国君主を呼び寄せた。他方、教会は、自らの軍隊を持たないため、世俗支配をもたらすことはできなかった。しかし、一つの支配 (monarchia) がイタリアに幸福をもたらすか見当がつかない。なぜなら、もし一つの共和国の下でイタリアの名に栄光が生まれ、支配するその都市共和国が幸福となったとしても、その影で他のすべてが抑圧されているため、それら [他の諸都市] は、偉大さに到達する能力を持たないからである。というのも、共和国の慣習は、その自由や支配の果実を同胞市民以外の者たちと共有しないからである」。Guicciardini (1983a, I, 12)。なお、『法の精神』によれば、民主政による征服は、他国に対して苛酷である (EL, 10-7)。

35) Guicciardini (1983a, I, 12)。

ッリの理論は、彼以後の思想家に大きな影響を与え、共通の代替案を模索させたと言ってよいだろう。

モンテスキューの時代には、フランスが世界的・普遍的帝国となるべきだという政治的主張と、それに対立する見解があった³⁶⁾。彼の「ヨーロッパにおける世界王国に関する省察 (*Réflexions sur la Monarchie Universelle en Europe*)」は、後者の立場にあり、『ローマ人盛衰原因論』とほぼ同じ時期に執筆されたと推測されている。モンテスキューがこれらの著作を執筆している時点では、フランスによる世界王国の企図は、もはや大きな脅威ではなかったにせよ、彼がこうした議論を少なからず意識していたと推測するのは自然であろう。世界王国の企図に対する批判は、容易に推測できるように、専制（暴政）に対する批判と重なり合う³⁷⁾。

ローマの共和政が崩壊した根本的な原因は、共和国それ自体の偉大さにあるとすれば、モンテスキューがたとえ共和主義的な歴史解釈を示したとしても、その知的行為は、世界王国の企図に対する批判と矛盾しないだろう。『ローマ人盛衰原因論』を注意深く読むならば、マキアヴェッリの『デイスコルシ』の場合とは異なり、共和政ローマを手放しに称賛しているという印象は得られない。すでに見てきたように、『ローマ人盛衰原因論』では、共和政末期からほぼ必然的に自由の崩壊に向かったという道筋が描写されている。モンテスキューのそこでの意図の一つは、マキアヴェッリがけっして積極的には読者に示そうとはしなかった過程、すなわち、国家の拡大が必ず崩壊に至るという宿命論的過程を読者に与えることにあったと考えられる³⁸⁾。だとすれば、その著作の実践的メッセージの一つは、むしろ支配権拡大の企図を牽制することにあつたと言えよう。

36) 安武 (1998, pp. 78-80, 89-92)、(2009, pp. 178-184)。

37) 同時代の専制批判の系譜については、川出 (1998, 第1部) を参照。

38) もともとモンテスキューは、『ローマ人盛衰原因論』を共和政末期からアウグストゥスの即位までの一時期に着目して執筆し始め、その時期の政治と15世紀末頃までのフランス政治を重ね合わせていた (福鎌, 第2巻, pp. 310-311)。当初の対象は、ローマの自由喪失の時期に焦点があてられていたのである。

おわりに

古代から初期近代までは、国家という統治体は、生ものであり、腐敗すると考えられてきた。文字通り、腐敗が進むとすれば、統治体は、必ず死滅するだろう。マキアヴェッリによれば、国家などの統治体は、いずれは確実に崩壊する（DT, III, 1）。グイッチアルディーニにとっても、「すべての都市、すべての国家、すべての王国は、必ず滅びる³⁹⁾」。ルソーもまた、「人間の身体と同様に統治体は、生まれた時から死に始め、それは自らのうちに破滅の原因を宿している⁴⁰⁾」。国家は、その誕生がある限り、死を迎えるという認識があったのである。現代ではこのように捉えることはほとんどないが、かつてその表現は、たんなる比喩以上の重みがあったのではなかろうか。

マキアヴェッリは『デイスコルシ』第1巻第2章で、ローマに君主政・貴族政・民主政の三要素がそろい、混合政体が完成したと論じている。この議論によると、ローマには国王追放後、執政官という、国王に相当する地位が残った。しかし、貴族が傲慢になったため、これを牽制する機関や勢力が必要であった。さもなければ、貴族の専制に陥っていたであろう。護民官の制度は、民衆と貴族との対立から生じたのであり、すでに本論で示したように、自由にとって有益な制度の導入は、そうした政治的対立の帰結に他ならないというのである。しかし、マキアヴェッリにとって、混合政体の「完成」は、ローマの永続を保証するものではない。実際に、彼の解釈では、ローマは、そうした制度を備えていたにもかかわらず、自由を失った。彼は、政治において市民の徳が不要であるという意味での機構論を採っているわけではない⁴¹⁾。

39) Guicciardini (1983b, B189, cf. B139).

40) Rousseau (1947, III, 11).

41) 安武（2000）は、モンテスキューの中期の思想に「徳論的視座」から「機構論的視座」への展開ないし確立を見出している。モンテスキューの思想が実際にこのように形成されたのかについては必ずしも十分な論証がなされているとは言いがたいが、慎重にも「機構論」ではなく、「機構論的」視座と表現している。

フランスの国制が制限的な王政であるというマキアヴェッリの理解は、すでに『ディスコルシ』から引用した通りであるが、『君主論』においても同様の主張が見出される。

現在、上手く組織され統治された王国の一つは、フランス王国である。その中には、王国の自由と安全の基礎となっている無数の良き制度が見られる。そのうちで第一のものは、高等法院とその権威である。この王国を打ち建てた者は、有力者の野心や彼らの傲慢さを知っており、それらを矯正する轡が必要だと考えた。他方、その人物は、民衆が恐怖に基づいた憎悪を貴族たちに抱えていることを知っており、彼らの安全を守ろうと考えた。しかし、こうしたことが国王の特別の関心事になることを望まなかった。国王が民衆を支持することで貴族に嫌悪され、貴族を支持することで民衆から嫌悪されるという負担を取り除くため、第三者を設け、国王の負担なしで、貴族を抑え、弱小勢力を支持できるようにしたのである。この制度ほど賢明なものはなく、この制度は、王と王国の安全の最大の原因である (IP, 19)。

マキアヴェッリの理解では、すでに示したように、フランスでは高等法院が「国王自身に対しても有罪の宣告を行う」権威を持つのみならず、このように貴族の権力を牽制することもできる。しかし、高等法院それ自身が腐敗墮落する可能性もあろう。すでに示してきたように、マキアヴェッリは、古代ローマが死へと至る道筋を示している。彼の考えでは、フィレンツェもまたローマと同じ道を進む限り、同様に死滅し、それ以外の方法を採用したとしても、すぐ他国に滅ぼされるだろう。

他方、モンテスキューは、古代ローマの衰退と滅亡への過程を描写したが、同時代のフランスやイングランドを同様に確実に死すべきものとして捉えているのであろうか。彼が『法の本質』第11編第6章でイングランドの国制を扱い、立法・

行政・司法の三権分立を説いていることは、良く知られている (cf. EL, 19-27)⁴²⁾。政治的自由は通常は、制限的政体においてのみ見出せる (EL, 11-4)。たしかに市民に徳を期待できないのであれば、強調点は、それだけ制度や機構へと移行するだろう。では、適切な制度や機構を備え、島国であり、かつ「商業国家」であるイングランドは、破滅を免れるのだろうか。あるいは、そのイングランドを模倣する国家は、どうであろうか。

およそ人間的な物事には終わりがあるように、われわれの述べている国家も、その自由を失い、滅びるであろう。ローマもスパルタもカルタゴもまさしく滅びたのである。立法権力が執行権力よりも腐敗する時、国家は滅びるであろう (EL, 11-6)。

この一節は、解釈が容易ではない。というのも、立法権が執行権よりも腐敗しなければ、国家は滅びないとも読めるからである。定森が詳細に紹介しているように、『法の精神』の公刊後、イングランドの友人ウィリアム・ドンヴィルは、モンテスキューのこの一節に不安を覚え、その真意を問いただした。これに対してモンテスキューは、イングランドでは中間層は腐敗しておらず、そこには自由の精神が支配していると答えている⁴³⁾。実際、モンテスキューにとって、この問題は、「扱うのが大変に難しい主題⁴⁴⁾」であった。いったい、適切な制度を備え、商業を基盤とする国家は、どのような行く末をたどるのだろうか。彼は、この見通しについては不透明であったようである⁴⁵⁾。彼は、国家には寿命があるという伝統的発

42) とはいえ、この「三権分立」は、多様に解釈できるため、注意が必要である (上村, 2021, 第1章)。混合政体や内部対立に関するマキアヴェッリの議論を解釈する場合にも同様の注意が必要であろう。

43) 定森 (2021, pp. 49-55)。

44) 「あなたは、扱うのが大変に難しい主題を私に与えています」。定森 (2021, p. 220)。

45) 川出 (1996, pp. 224-225) によれば、モンテスキューは、マンデヴィルの私欲情念の解放というより、一種の貴族的徳である「誇り高さ」をイングランドに見出し、それに期待していた。だとすれば、彼の議論は、徳を不要とするという意味での機構論ではないだろう。イン

想を脱してはいないのではなからうか。

本論は、JSPS 科研費18K00100、19K00099、21K00087の助成を受けたものである。

参考文献・略記

- アリストテレス (1996)、『政治学』山本光雄 (岩波文庫)。
- Bartolus (de Saxoferrato) (1976), *Tractatus de Regimine Civitatis*, in *Il pensiero politico*, 1, pp. 74-93.
- Baron, Hans (1966), *The Crisis of the Early Italian Renaissance: Civic Humanism and Republican Liberty in an Age of Classicism and Tyranny*, Revised Edition (Princeton: Princeton University Press).
- Bruni, Leonardo (1996), *Laudatio Florentine Urbis*, in *Opere Letterarie e Politiche di Leonardo Bruni*, a cura di Paolo Viti (Torino: UTET), pp. 563-647.
- バターフィールド, H. (2010) 「勢力均衡」『国際関係理論の探究——英国学派のパラダイム』H・バターフィールド、M・ワイト編 (佐藤誠、安藤次男、龍澤邦彦、大中真、佐藤千鶴子、齋藤洋ほか訳) 日本経済評論社 [原文1966年]、147-167頁。
- Carrese, Paul (2006), 'Machiavellian Sprit of Montesquieu's Liberal Republic', in *Machiavelli's Liberal Republican Legacy*, ed. by Paul A Rahe (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), pp. 121-142.
- Dante, (Alighieri) (1916), *De Monarchia*, ed. by E. Moore (Oxford: Clarendon Press). 黒田正利訳「帝政論」『世界代思想全集——哲学・文学思想篇四』(河出書房新社、1961年) 61-114頁。
- (1981), *La Divina Commedia*, in *Tutte Le Opere*, a cura di Luigi Blasucci (Firenze: Sansoni Editore Nuova), pp. 387-733. 平川祐弘訳『神曲』(河出書房新社、1992年)
- De Rosa, Daniela (1980), *Coluccio Salutati: Il cancelliere e il pensatore politico* (Firenze: La Nuova Italia Editrice).
- 福鎌忠恕 (1975)、『モンテスキュー——生涯と思想』全3巻 (酒井書店)。
- Guicciardini, Francesco (1932), *Del governo di Firenze dopo la restaurazione de' Medici nel 1512*, in *Dialogo e discorsi del reggimento di Firenze*, a cura di Roberto Palmarocchi (Bari: Gius. Laterza & Figli), pp. 260-266.
- (1983a), *Considerazioni sui «Discorsi» del Machiavelli*, in *Opere di Francesco Guicciardini*

↘ グランド人のそうした徳がその国家を支え続けていくかどうかは不明であった (川出, 1996, pp. 226-227)。

- ni, vol. I, a cura di Emanuella Lugnani Scarano (Torino: UTET), pp. 605-677.
- (1983b), *Ricordi*, in *Opere di Francesco Guicciardini*, vol. I, pp. 723-845. 末吉孝州訳『グイッチアルデーニの「訓戒」と「意見」(リコルデイ)』(太陽出版、1996年)。
- Hendrickson, Randal R. (2013), 'Montesquieu's (Anti-)Machiavellianism: Ordinary Acquisitiveness in *The Spirit of Laws*', in *The Journal of Politics*, 75, pp. 385-396.
- 鹿子生浩輝 (2013), 『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』(風行社)。
- (2019), 「マキアヴェッリとグイッチアルデーニ——二つの共和国理論」『法政研究』第85号、1257-1282頁。
- 川出良枝 (1996), 『貴族の徳、商業の精神——モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会)。
- Radasanu, Andrea (2020), 'Montesquieu's Machiavellian Account of Civil Religion', in *Civil Religion in Modern Political Philosophy: Machiavelli to Tocqueville*, ed. By Steven Frankel and Martion D. Yaffe (Pennsylvania: The Pennsylvania State University, 2020), pp. 114-130.
- Machiavelli, Niccolò (1984), DT, *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, introduzione di Gennaro Sasso, premessa al testo e note di Giorgio Inglese (Milano: Rizzoli Editore, 1984). 永井三明訳「ディスコルシ」『マキアヴェッリ全集・2』(筑摩書房、1999年)。
- (1995), IP, *Principe*, a cura di Giorgio Inglese (Torino: Giulio Einaudi Editore). 池田廉訳『君主論』(中公文庫、2002年)。
- Montesquieu (1951), CR, *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur decadence*, in *Œuvres complètes / Montesquieu ; texte présenté et annoté par Roger Caillois* (Paris: Gallimard, 1951), II, pp. 69-209.『ローマ人盛衰原因論』田中治男・栗田伸子訳(岩波文庫、1989年)。
- EL, *De L'esprit des lois*, in *Œuvres complètes / Montesquieu*, pp. 225-995.『法の精神』根岸国孝訳〔『世界の大思想16』〕(河出書房、1971年)
- Pocock, J. G. A. (1975), *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 1975). 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』(名古屋大学出版会、2008年)。
- Ptolomaeus (de Lucca) (1980), *De Regimine Principum Continuatio*, in *S. Thomae Aquinatis Opera Omnia*, curante Roberto Busa (Stuttgart-Bad Cannstatt: Frommann-Holzboog), pp. 550-570.
- Rousseau, Jean-Jacques (1947), *Du Contrat Social* (Genève: Cheval Ailé). 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』(岩波文庫、1954年)
- 定森亮 (2021), 『共和主義者モンテスキュー——古代ローマをめぐるマキアヴェッリとの交錯』慶応大学出版会。

- Salutati, Coluccio (1952), *Invectiva in Antonium Luschum Vicentinum*, in *Prosatori latini del Quattrocento*, a cura di Eugenio Garin (Milano e Napoli: Riccardo Ricciardi Editore, 1952), pp. 7-37.
- Shackleton, Robert (1988), 'Montesquieu and Machiavelli: A Reappraisal', in *Essays on Montesquieu and on the Enlightenment* (Oxford: Voltaire Foundation), pp. 117-131.
- Shklar, Judith N. (1990), 'Montesquieu and the New Republicanism', in *Machiavelli and Republicanism*, ed. by Gisela Bock, Quentin Skinner, Maurizio Viroli (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), pp. 265-280.
- 安武真隆 (1998)、「中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成 (1) —— 「世界王国」、古代ローマ、イングランド国制」『法政研究』65号 (1)、69-117頁。
- (2000)、「『法の精神』における「共和政」と「法の精神」」『法学論集』(関西大学) 第50巻第1号 (2000年)、92-167頁。
- (2009)、「imperium vs respublica? —— 17-18世紀フランスにおける帝国、世界君主政、勢力均衡 —— 」『思想』1020号、171-195頁。
- 上村剛 (2021)、『権力分立論の誕生 —— ブリテン帝国の『法の精神』受容』岩波書店。
- Wood, Neal (1967), 'Machiavelli's Concept of *Virtù* Reconsidered', in *Political Studies*, 15, pp. 159-172.

